I 事務処理日程表

第26回参議院議員通常選挙事務処理日程表

		为 20 <u>国</u> 参	
選挙期日からの逆算日	月日	県選挙管理委員会 選 挙 長 処理事項 選 挙 分 会 長	市区町村選挙管理委員会 投票管理者 処理事項 開票管理者
80	4月21日 (木)	○県の委員会の開催 ・立候補予定者説明会の日時及び場所の決定並びに告示	○市区町村の委員会の開催 ・ポスター掲示場設置の場所の決定及び告示並びに報告 (選挙区)
54	5月17日 (火)	○参議院議員通常選挙関係通知集(第1号)の発行	・ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定 (選挙区)
52	5月19日 (木)	○政見放送打合せ会の開催○都道府県委員長・書記長会議	・投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任・期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任・開票管理者及びその職務代理者の選任
51	5月20日(金)	○県の委員会の開催 ・選挙時登録の登録基準日等の決定及び告示(選挙区)・選挙長及びその職務代理者の選任(選挙区)・選挙分会長及びその職務代理者の選任(比例代表)・立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法の決定(選挙区)・ボスター掲示場にポスターを掲示できる期日の決定及び告示(選挙区)・選挙会及び選挙分会の日時及び場所の決定(選挙区・比例代表)・政党名等掲示の順序を定めるくじの日時及び場所の決定(選挙区)・政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所の決定(選挙区)・選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の決定(選挙区)・選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の決定(選挙区)・・選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の決定(選挙区・比例代表)・・ボスター掲示場総数の減少協議及び回答(選挙区)・その他 ○直接請求署名収集禁止期間の告示	・選挙時登録及び在外選挙人名簿の縦覧の場所の決定 ・登録の移替えの延期の決定及び告示 ・投票所の指定 ・期日前投票所の指定 ・ 規明前投票所の指定 ・ 在外選挙人が投票を行う期日前投票所の指定 ・ 投票所の投票立会人の選任及び通知 ・ 期目前投票所の投票立会人の選任及び通知 ・ 開票立会人のくじの日時及び場所の決定 ・ 開票の日時及び場所の決定 ・ 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定(選挙区) ・ 指定投票区の指定等(必要と認める場合)及び告示並びに通知(永久に定められている場合を除く。) ・ 指定在外選挙投票区の指定及び告示並びに通知(永久に定められている場合を除く。) ・ 公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定 ・ 公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に対する不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定
47	5月24日 (火)	○市区町村委員長会議の開催	・事務従事者の委嘱・啓発宣伝計画の決定・投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げの決定(該当す
45	5月26日 (木)	○立候補速報及び投・開票速報に関する会議の開催	る市区町村のみ) ・期日前投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げの決定
44	5月27日 (金)	立候補予定者説明会の開催	- (該当する市区町村のみ) ○選挙人名簿の整理 ○公示日前における在外投票用紙等 (郵便投票) の発送 (任
41	5月30日 (月)	○確認団体等打合せ会の開催	期満了日前60日) ○投票所入場券の調製開始 ○選挙人受付簿の調製開始
40	5月31日 (火)	○参議院議員通常選挙関係通知集(第2号)の発行	○在外投票用紙等の保管
34	6月6日 (月)		○ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面提出期限
32	6月8日 (水)	○投票所入場券点字シールの送付	
31	6月9日 (木)	○事前審査開始	
30	6月10日 (金)	○投票用紙・諸用紙の送付完了	○投票用紙等の保管
26	6月14日 (火)	○参議院議員通常選挙関係通知集(第3号)の発行	
25	6月15日 (水)	○第208回通常国会閉会 ○公示日・選挙期日の閣議決定	
23	6月17日 (金)		○選挙時登録の縦覧場所等の告示○在外選挙人名簿の縦覧場所等の告示○選挙時登録者数の速報
20	6月20日 (月)		○公示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始 ○公示日以前における在外選挙人名簿に登録されている選 挙人への不在者投票用紙等の郵送開始
19	6月21日 (火)	○立候補届出受付リハーサル ○啓発用物資の送付完了 ○参議院議員通常選挙関係通知集(第4号)の発行	○選挙時登録の登録基準日○選挙時登録の登録日○市町村の委員会の開催・選挙人名簿に登録すべき者の決定・選挙人名簿から抹消すべき者の決定○ポスター掲示場の設置完了(選挙区)

選挙期日		県選挙管理委員会	市区町村選挙管理委員会
からの逆算日	月 日	選挙長処理事項選挙分会長	投 票 管 理 者 処理事項 開 票 管 理 者
18	6月22日	選挙期日の公示日	選挙期日の公示日
	(水)	 ○選挙長及びその職務代理者の住所、氏名の告示(選挙区) ○選挙分会長及びその職務代理者の住所、氏名の告示(比例代表) ○選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示(選挙区・比例代表) ○政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所の告示(選挙区) ○政党名等掲示の順序を定めるくじの日時及び場所の告示(比例代表) ○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示(選挙区) ○選挙通動に関する支出金額の制限額の告示(選挙区) ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始(選挙長)(選挙区) ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始(選挙区) ○報酬を支給する者の届出の受付開始(選挙区) ○推薦団体確認申請書受付開始(選挙区) ○推薦団体確認申請書受付開始(選挙区) ○立候補辞退届出締切期日(選挙長)(選挙区) ○立候補辞退届出締切期日(選挙長)(選挙区) ○立候補辞退品出締切期日(選挙区) ○東の養員会の開催 ・政見放送の日時を定めるくじ(選挙区) ・政見放送の日時を定めるくじ(比例代表) 	○投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名の告示 ○期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所、氏名並びに職務を行うべき日の告示 ○開票管理者及びその職務代理者の住所、氏名の告示 ○期日前投票所の告示及び通知 ○在外選挙人が投票を行う期日前投票所の告示 ○期日前投票所の開閉時刻の繰上げ又は繰下げの告示及び通知 (該当する市区町村のみ) ○期日前投票所の投票立会人の選任及び通知 ○投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所の告示(選挙区) ○投票立会人の選任通知開始 ○公営施設使用個人演説会開催申出書受付開始 ○開票立会人の選任通知開始 ○公営施設使用個人演説会開催申出書受付開始 ○別票所入場券の交付 ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始 ○選挙事務所設置(異動)届出の受付開始 ○選挙時登録及び在外選挙人名簿の縦覧開始 ○市区町村の委員会の開催 ・投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじ(選挙区) ○選挙人名簿の抄本、投票箱、投票用紙、仮投票用封筒等の期日前投票所の投票管理者への送付
			○期日前投票所及び不在者投票記載場所の設備
17	6月23日 (木)	○選挙公報掲載申請締切期日(選挙区)○選挙立会人のくじの日時及び場所の決定(選挙長・選挙分会長)○県の委員会の開催・選挙公報の掲載の順序を定めるくじ(選挙区・比例代表)	○期日前投票及び不在者投票の開始○期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者氏名等掲示開始
16	6月24日 (金)	○選挙公報原稿受領期日(比例代表) ○選挙公報印刷開始(選挙区) ○選挙公報印刷開始(比例代表)	○公営施設使用個人演説会の施設の公営開始 ○投票所を開く時刻の繰上げ若しくは繰下げ、投票所を閉 じる時刻の繰上げの届出
13	6月27日 (月)	○期日前投票者数に関する調査(第1回中間) ○選挙公報印刷完了(選挙区)	じる所列の株工りの油田
12	6月28日 (火)	○参議院議員通常選挙関係通知集(第5号)の発行 ○投・開票速報担当者会議の開催	○選挙公報の各世帯への配布開始
11	6月29日 (水)	○選挙公報印刷完了(比例代表)○選挙公報の送付完了○点字による氏名等掲示の送付○点字による政党名掲示(政党等名のみ)の送付	
10	6月30日 (木)	〇補充名簿登載者届出締切期日(比例代表)	○投票用紙等の保管
9	7月1日 (金)	○投・開票速報リハーサル(第1回)	
6	7月4日 (月)	○期日前投票者数に関する調査 (第2回中間)	
5	7月5日 (火)	○選挙会及び選挙分会の日時及び場所の告示○点字による政党名・名簿登載者掲示の送付○参議院議員通常選挙関係通知集(第6号)の発行	○投票所の告示及び通知○開票の日時及び場所の告示並びに通知○開票立会人のくじの日時及び場所の告示○開票所の参観人員の制限告示(開票管理者)
4	7月6日 (水)		○郵便等投票の投票用紙等の請求期限○在外投票(郵便投票)の投票用紙等の請求期限
3	7月7日 (木)	○補充立候補届出締切期日 (選挙長) (選挙区)○選挙立会人の届出締切期日	○投票所の投票立会人の選任及び通知期限○開票立会人の届出締切期日○投票、開票事務従事者打合せ会の開催
2	7月8日 (金)	○選挙立会人のくじ又は選任(選挙長・選挙分会長) ○投・開票速報リハーサル(第2回)	○市区町村の委員会の開催・開票立会人のくじ又は選任○開票立会人の氏名等の開票管理者への通知○選挙公報の各世帯への配布完了

選挙期日		旧海兴盛四禾早入	中区町村遠光岡田 禾昌 △
選挙期日 からの 逆算日	月日	県選挙管理委員会 選	市区町村選挙管理委員会 投 票 管 理 者 処理事項 開 票 管 理 者
1	7月9日 (土)	○当選証書の準備 ○選挙会及び選挙分会参観人受付簿及び参観券の作成 (選挙長・選挙分会長) ○期日前投票者数に関する調査(第3回中間)	○市区町村の委員会の開催 ・選挙人名簿から抹消すべき者の決定 ○投票所における氏名等掲示準備完了 ○選挙人名簿又はその抄本、投票箱、投票用紙、仮投票用 封筒等の投票管理者への送付 ○期日前投票及び不在者投票の終了 ○期日前投票における投票箱、投票録、選挙人名簿等の委員会への送付 ○投票所の設備(投票管理者) ○開票参観人受付簿及び参観券の作成(開票管理者) ○開票立会人との打合せ会の開催(開票管理者)
選期	7月10日 (日)	選挙期日 ○期日前投票者数に関する調査(結果)	選挙期日 ○不在者投票の投票管理者への送致並びに不在者投票に関する調書の作成及び送致 ○期日前投票における投票箱等の開票管理者への送致並びに在外投票の指定在外選挙投票区の投票管理者への送致並びに在外投票に関する調書の作成及び送致 ○選挙事務所が選挙当日の制限に違反して設置してある場合の処置 ○投票準備(投票管理者) ○投票準備(投票管理者) ○投票を報 ○投票ではおりる注意 ○投票の終了(投票管理者) ○投票結果の速報 ○投票に対ける主意 ○投票に対ける主意 ○投票に関する書類及び物品の市区町村の委員会への引継(投票管理者) ○投票に関する書類及び物品の市区町村の委員会への引継(投票管理者) ○関票所の設備(開票管理者) ○投票第、投票録、選挙人名簿等の受領及び保管(開票管理者) ○開票立会人の補充選任(開票管理者) ○開票連備(開票管理者) ○開票連備(開票管理者) ○開票連報 ○開票を取る注意 ○開票を取るに対しる注意 ○開票における注意 ○開票における注意 ○開票における注意 ○開票部果の報告(開票管理者) ○開票結果の報告(開票管理者) ○開票結果の報告(開票管理者) ○開票結果の報告(開票管理者) ○関票結果の報告(開票管理者)
1)	7月11日 (月)	○開票結果報告書等の受領	への引継(開票管理者) ○選挙人報告書、開票結果報告書等の提出
2	7月12日 (火)	 ○選挙会(選挙長) ○選挙分会(選挙分会長) ○選挙録及びその写しの作成(選挙長)(選挙区) ○選挙分会録及びその写しの作成(選挙分会長)(比例代表) ○当選等に関する報告(選挙長)(選挙区) ○当選人に対する当選告知(選挙区) ○当選人の住所、氏名等の告示(選挙区) ○当選証書の付与(選挙区) ○選挙分会録の提出(比例代表) 	
(15)	7月25日 (月)	○選挙運動に関する収支報告書の提出期限(選挙区)	
30	8月9日 (火)	○選挙の効力に関する訴訟提起期限 (選挙区)	
33	8月12日 (金)	○当選の効力に関する訴訟提起期限 (選挙区)	

執 行 担 当 者

員 長 田 委 尚 昭 文 代 Щ 下 勝 同 理 矢 委 根 治 員 Щ 隆 永 信 之 IJ 福 書 長 一之 記 栫 書記 副 長 師 岡 隣太郎 主 幹 田 中 秀 主 査 宍 戸 幸 典 小此木 晃 IJ 野 祐 尚 IJ 司 書 記 杉 田 明 朗 本 啓 IJ 野 剛 Щ 本 雅 輝 IJ 木 鈴 皓 大 IJ 崇 本 史 Щ IJ 村 泰 成 IJ 河